

知床 世界自然遺産候補地 管理計画



環境省
林野庁
文化庁
北海道



J
A
P
A
N

1. はじめに	3
2. 目 的	3
3. 候補地の概要	3
(1) 位 置	3
(2) 面積等	3
(3) 総 説	6
(4) 自然環境	6
ア. 地形・地質	6
イ. 気 候	6
ウ. 流 氷	6
エ. 植 物	7
オ. 動 物	7
(5) 社会環境	7
ア. 歴 史	7
イ. 利用状況	7
ウ. 一次産業	7
エ. 土地所有形態	7
4. 管理の枠組み	8
(1) 基本方針	8
(2) 保護地域制度等の概要	8
ア. 原生自然環境保全地域	8
イ. 国立公園	8
ウ. 森林生態系保護地域	8
エ. 鳥獣保護区	9
オ. 国内希少野生動植物種	9
カ. 天然記念物	9
キ. 水産資源の保護	9
(3) 管理体制	9
ア. 基本的な考え方	9
イ. 候補地の管理に係る関係行政機関の体制	9
5. 管理の方策	10
(1) 基本方針	10
ア. 原始性の保持	10
イ. 陸域及び海域の統合的管理	10
ウ. 核心地域、緩衝地域	10
エ. 一次産業との両立	10
オ. 自然の適正な利用	10
(2) 陸域の生態系及び自然景観の保全	11
ア. 基本的な考え方	11
イ. 野生動植物の保護管理	11

ウ．自然景観の保全	12
エ．河川環境の保全	12
オ．外来種への対応	12
（３）海域の保全	13
ア．基本的な考え方	13
イ．水産資源の管理	13
ウ．海棲哺乳類・海鳥の保護	13
エ．海洋油汚染対策等	13
（４）自然の適正な利用	14
ア．基本的な考え方	14
イ．主要利用形態毎の対応方針	14
ウ．自然解説者の育成	15
エ．主要施設の運営方針	15
オ．情報提供・普及啓発	16
（５）保全・管理事業の実施	16
ア．関係行政機関等による巡視	16
イ．保全・管理事業の実施	16
（６）調査研究・モニタリング	16
ア．基本的な考え方	16
イ．野生動植物	16
ウ．自然景観	17
エ．外来種	17
オ．海洋生態系等	17
カ．利用状況	17
6．計画の実施その他の事項	17
（１）計画の実施等	17
（２）地元自治体の取組	17
7．おわりに	18
知床世界遺産候補地地域連絡会議 設置要綱	19
世界遺産条約の概要について	20
お問い合わせ先	21

1. はじめに

知床世界自然遺産候補地（以下「候補地」という。）とその周辺海域は、北半球における流水の南限とされ、流氷とともにもたらされる大量のプランクトンを食物連鎖の基礎として、多種多様な生物が生息・生育する地域である。

知床に生息するシロザケ、カラフトマス、サクラマス、オシロコマは、海と川を行き来し、これを餌とするヒグマやシマフクロウ、オオワシ、オジロワシといった大型哺乳類や絶滅のおそれのある猛禽類をはじめ海棲哺乳類、海鳥など知床に生息する様々な生きものを育み、また北方系と南方系の動植物が混生するなど、海域と陸域の自然環境が密接に影響し合い、豊かな生態系を形づくっている。また、火山活動により形成された急峻な知床連山、山麓を覆う原生的な森林、切り立つ海岸断崖、多様な湿原・湖沼群など様々な景観が凝縮され、優れた自然美を有している。

このように世界的にもたぐいまれな生態系や景観を有する知床の自然環境を人類共有の資産と位置付け、より良い形で後世に引き継いでいくものとする。

2. 目的

知床を世界自然遺産に推薦するに当たり、極めて多様かつ特異な価値を有する候補地の自然環境を将来にわたり適正に保全・管理し

ていくことを目的として、知床世界自然遺産候補地管理計画（以下、「管理計画」という。）を策定する。

管理計画は、候補地の保全に係る各種制度を所管する関係行政機関（環境省、林野庁、文化庁、北海道）及び地元自治体（斜里町、羅臼町）、並びにその他の関係行政機関、漁業・観光関係の団体をはじめ候補地の保全・管理や利用に密接な関わりを持つ団体（以下「関係団体」という。）等が、相互に緊密な連携・協力を図ることにより、候補地を適正かつ円滑に管理するため、各種制度の運用及び各種事業の推進等に関する基本的な方針を明らかにする。

3. 候補地の概要

（1）位置

候補地は、オホーツク海と根室海峡に接した北海道東北端にある半島に含まれ、北緯43度56分58秒より44度21分08秒、東経144度57分57秒より145度23分02秒に位置している。

関係する市町村は、北海道斜里郡斜里町及び目梨郡羅臼町である。

（2）面積等

候補地の面積は約56,100ha（うち海域面積約7,400ha）である。

候補地の範囲は、自然環境や社会環境の特性と保護地域制度等に基づく保護の状況を踏まえ、次のとおり設定した。

候補地のうち核心地域は、知床半島の脊梁部を軸として斜里町側は一部海岸線まで広がる面積約34,000haの区域である。区域内は、



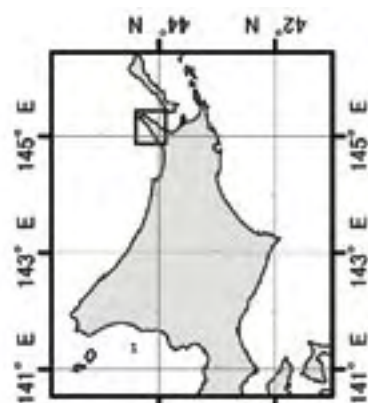
知床岬（写真：環境省）



推薦地の地理的な位置 (中心)

北緯:
44°07'23"

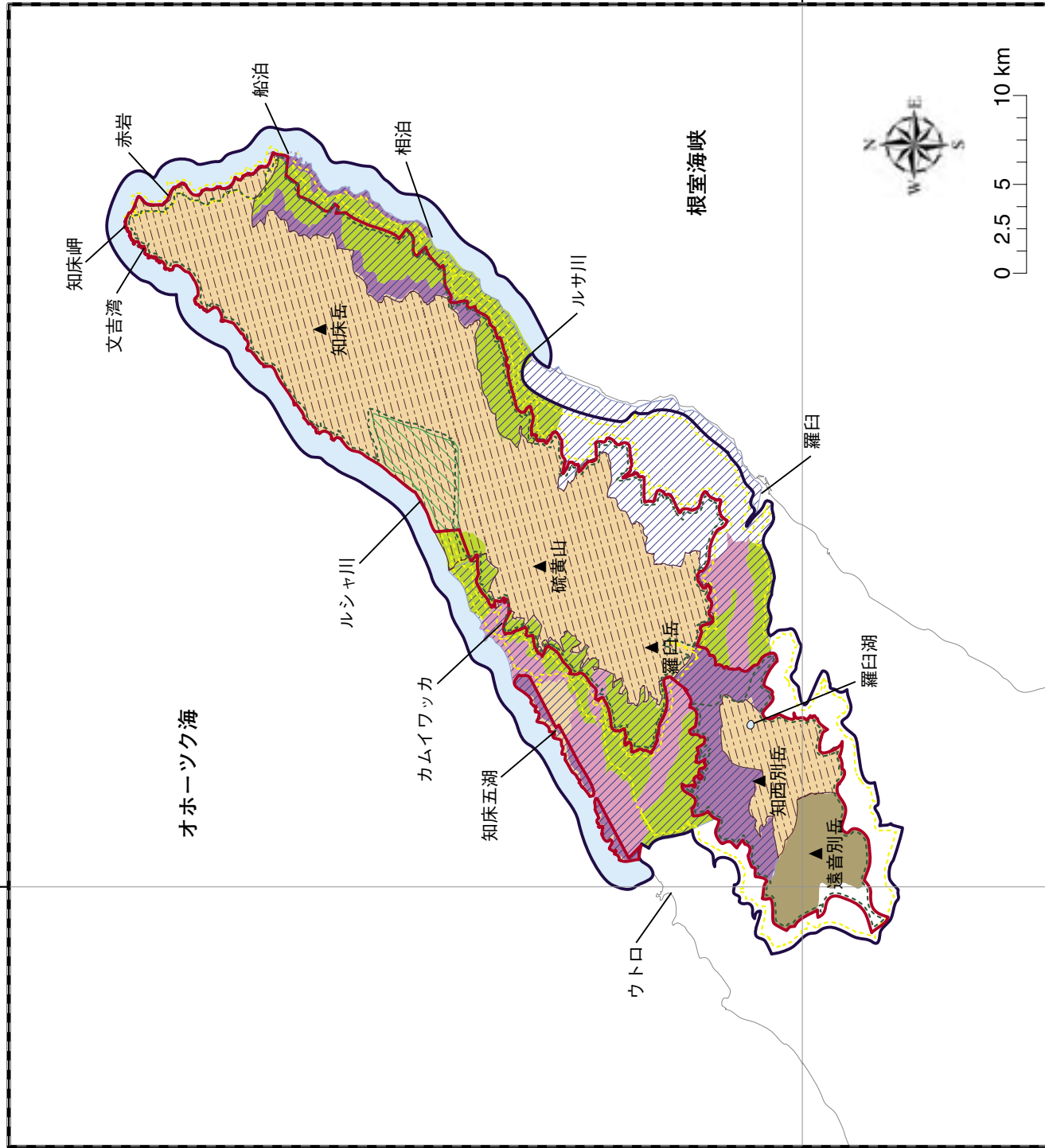
東経:
145°09'36"



145° E

44° N

145° E



法的保護区分

推薦地

核心地域

緩衝地域

遠音別岳原生自然環境保全地域

遠音別岳

原生自然環境保全地域

知床国立公園

特別保護地区

第1種特別地域

第2種特別地域

第3種特別地域

普通地域

知床森林生態系保護地域

保存地区

保全利用地区

国指定知床鳥獣保護区

特別保護地区

特別保護指定区域

鳥獣保護区

主に遠音別岳原生自然環境保全地域、知床国立公園特別保護地区及び同第1種特別地域、知床森林生態系保護地域保存地区並びに国指定知床鳥獣保護区特別保護地区によって占められている。

また緩衝地域は、核心地域の周辺及び海岸線（汀線）から沖合1 kmの海域を含む面積約22,100haの区域（うち海域面積約7,400ha）である。区域内は、知床国立公園特別保護地区、第1、2、3種特別地域及び普通地域、知床森林生態系保護地域保全利用地区並びに国指定知床鳥獣保護区によって占められている。

（3）総 説

候補地は、日本の中で原生的な自然環境が保全されている数少ない貴重な地域であり、火山活動などによって形成された急峻な山々、切り立つ絶壁が、今日まで豊かな自然を開発から守り、多くの野生生物を育んできた。

世界で最も低緯度に位置する季節海水域の特徴を反映した海洋生態系は、陸上生態系と連続することによって複合生態系を形成しており、候補地はその仕組みを示す顕著な見本である。流水がもたらす栄養分によってアイス・アルジー（氷に付着した藻類）などの植物プランクトンが大量に増殖し、それを出発点とした魚類、鳥類、哺乳類などの食物連鎖は、海―川―森の各生態系にわたるダイナミックな食物連鎖網を形成している。さらに、動物、植物ともに北方系と南方系の両系の種が混在するなど、地理的位置と多様な自然環境を背景として特異な種組成、分布がみられ、また、シマフクロウ、オオワシ、オジロワシなどの国際的希少種の重要な繁殖地や越冬地となっており、これらの種の存続に不可欠な地域である。また、四季の変化の大きい原生的な景観は、優れた自然美を有している。

候補地は環境省及び林野庁により各種の保護地域（遠音別岳原生自然環境保全地域、知床国立公園、知床森林生態系保護地域、国指定知床鳥獣保護区）が指定されており、自然環境の保全が担保され、原生的な自然環境が人為により破壊されることなく残されている。

（4）自然環境

ア．地形・地質

候補地が位置する知床半島はオホーツク海の南端に突出した、長

さ約70 km、基部の幅が25 kmの狭長な半島であり、西側がオホーツク海、東側が根室海峡となっている。半島の中央部を最高峰の羅臼岳（標高1,661 m）をはじめとする標高1,500mを超える山脈が縦走しており、一部に海岸段丘が見られるほかは稜線から海岸まで平地がほとんど見られない急峻な半島である。半島はプレート運動や火山活動、海食など多様な地形形成作用により造られ、奇岩や海食崖、火山地形などの多様な景観が形成されている。現在も活動中の火山のうち、知床硫黄山（標高1,563m）は昭和11年（1936年）に溶融硫黄を8ヶ月間にわたって噴出し、国際的に注目された火山である。

イ．気 候

候補地の気候は、海洋の影響を強く受けている。また、知床連山の存在は半島の東西の気候に影響を及ぼし、気温や降水量に大きな地域差が生じている。羅臼側は、夏期には湿気を含んだ海からの南東風が知床連山に当たるため、雨が多く、海霧により低温になる。冬期には海洋性気候の影響により比較的降雪が多く、気温も斜里側と比較すると高い。一方、斜里側は、夏期には知床連山の北でフェーン現象と宗谷海流の影響により高温地域になり、降水量が少ない。冬期には北西季節風の影響に加えて、流水による太陽光線の反射や海水からの熱放出遮断効果によって気温が低下する。

ウ．流 氷

オホーツク海は、地形的・地理的条件により流水ができる海洋として世界で最も低緯度に位置する季節海水域である。これは、オホーツク海が表層と中層以深の塩分濃度が著しく異なる二重の海洋構造を形成していること、周囲を陸で囲まれ、外海との海水の交換が極めて少ないこと、シベリアの寒気が吹き抜けるため海水が効率的に冷却されること、という特異な条件がそろうためである。また、候補地及び周辺地域はオホーツク海で形成された流水が接岸する最南端の地であり、この流水は植物プランクトンを育み、それを餌とする動物プランクトン、さらに高次消費者である魚類や海棲哺乳類、陸上の生物にまでつながる食物連鎖網を支えている。



オホーツク海の流氷（写真：環境省）



オオワシ *Haliaeetus pelagicus*（写真：倉沢栄一）

エ. 植 物

候補地の植生の大半は、現在でも原生的な状態が維持されている。海岸から山頂までの標高差は約1,600mにすぎないが、比較的低い標高域から高山帯の植生であるハイマツ低木林や高山植物群落が発達し、多様な植生が垂直的に分布している。海岸には、断崖とその周辺の土壌未発達地を中心に高山帯・寒帯から亜高山帯・亜寒帯の植物が主体となる群落が成立する。低標高地の森林はミズナラやイタヤカエデなどからなる冷温帯性落葉広葉樹林、トドマツやアカエゾマツなどからなる亜寒帯性常緑針葉樹林とこれらが混生した針広混交林がモザイク的に併存する。また、森林限界に近づくと、ハイマツ低木林が広く発達している。高山植生は比較的低い標高範囲にあるにもかかわらず多様な植物群落から構成され、美しく見事な景観を形成している。

また植物相は北方系と南方系の植物が混在して豊かである。陸上維管束植物では高山植物に北方系の種が多いことに加え、高山植物以外にも南方系の種が混在するため、多様な植物相を形成している。知床半島の陸上の維管束植物相は104科817種からなり、そのうち4分の1を上回る233種が高山植物となっている。この中には、知床半島固有種のシレトコスミレやチシマコハマギクなどの希少種を含む。知床半島沿岸海域は、オホーツク海唯一の暖流である宗谷海流の影響により、千島列島やサハリンにも分布域を持つ寒流系の海藻と北海道以南に分布域を持つ暖流系の海藻の両系が見られ、季節海水域でありながら、暖流系の海藻を多く含む点で特異な海藻相となっている。海藻は羅臼沿岸及びウトロ周辺で134種が記録されている。この中には、分布域の狭い特産種のアツバスジコンブ等も含まれている。

オ. 動 物

候補地の動物相は、サハリンから渡ってきた北方由来の種と、本州から渡ってきた南方由来の種とが共存しているため、多様性に富んでいる。また、候補地は手つかずの原生的な自然が残されているため、かつて北海道に広く生息していた陸上哺乳類、鳥類のほとんどすべての種が生息している。

このうち、哺乳類は、陸上哺乳類35種、海棲哺乳類28種の生息が知床半島及びその沿岸海域で確認されている。これらの中にはトウキョウトガリネズミ、ヒメホオヒゲコウモリ、トドといった国際的に希少な種も含まれる。また、ヒグマやエゾシカといった大型種が高密度で生息していることは、知床半島が陸上哺乳類にとって質の高い生息地となっていることを表している。特にヒグマは世界有数の高密度状態で維持されている。さらに、知床半島沿岸海域は海棲哺乳類にとって越冬、摂餌、繁殖のために重要な場所となっている。

鳥類は、国際的な希少種であるシマフクロウ、オオワシ、オジロワシ等を含む264種が知床半島で記録されている。また候補地内では、これまで学術上貴重な天然記念物に指定されているシマフクロウ、オジロワシ及びクマガウの繁殖やオオワシの越冬が確認されている。

魚類は、淡水魚類42種、海水魚類223種が知床半島及び知床半島

沿岸海域で確認されている。知床半島沿岸海域は、北方系魚類を主とする海域であるが、オホーツク海で唯一の暖流である宗谷海流の影響により熱帯・亜熱帯海域に主に分布している南方系魚類が多く見られ、オホーツク海のなかでも特異な海域となっている。

この他、爬虫類7種、両生類3種、昆虫類2,500種以上の生息が知床半島で報告されている。

(5) 社会環境

ア. 歴 史

厳しい自然環境による開発の難しさと、地域住民を含めた高い自然保護意識に支えられ、候補地の自然は原生的な状態を今日まで保ってきた。

知床半島には、数千年にさかのぼる先史時代の遺跡が数多く残されている。アイヌの人々は、シマフクロウやヒグマ、シャチなどを神と崇め、豊かな自然を大切に文化を育んだ。斜里側では大正時代から入植が数度試みられたが、自然環境・社会環境の厳しい条件が重なり、昭和41年（1966年）までに開拓者はすべてその土地を離れた。これと相前後して、自然保護の動きが強まり、昭和39年（1964年）に知床国立公園に指定されたのをはじめとして、遠音別岳原生自然環境保全地域、知床森林生態系保護地域、国指定知床鳥獣保護区の指定など数々の保護地域制度が適用された。また、昭和52年（1977年）には開拓跡地を乱開発から守り森林に復元することを目的として、住民と自治体が主体となった「しれとこ100平方メートル運動」がスタートした。

イ. 利用状況

候補地の多くの面積を占める知床国立公園及び周辺地域では、現在、年間約230万人の利用者が訪れている。中でも、知床五湖、幌別、カムイワッカ、知床峠及び羅臼温泉は利用頻度が高く、知床五湖には年間約50万人が自然探勝を目的に訪れている。

利用形態は、従来から見られる大型バスによる周遊や観光船による遊覧等の団体での観光周遊や探勝利用だけでなく、近年は登山、トレッキング、シーカヤック等の体験型利用が増加してきており、質的に変化してきているうえ、多様化が進んでいる。

ウ. 一次産業

候補地の大半を占める国有林は、そのほとんどが知床森林生態系保護地域の指定地又は見込地であり、木材生産を目的とした森林施業は行われていない。

また、地域の主要な産業である水産業については、生産力の高い豊かな海に支えられ、サケ、マス、コンブなどの水産資源の持続可能な利用が図られている。

エ. 土地所有形態

候補地の土地所有形態は、林野庁所管の国有林が約95パーセントを占めており、残りはその他の国有地、北海道有地、斜里町及び羅臼町有地、私有地である。

4. 管理の枠組み

(1) 基本方針

候補地が有する世界自然遺産としての価値を将来にわたって維持していくことを目標として、以下に掲げる既存の各種制度を適正に運用し、陸域から海域にわたる候補地全体の一体的な管理を行う。また、それぞれの制度を所管する行政機関や地元自治体、その他の関係行政機関による緊密な連携・協力と地域住民や関係団体、専門家の幅広い参加・協力などにより、候補地の効果的かつより一層質の高い管理が推進されるよう努める。

(2) 保護地域制度等の概要

候補地は、原生自然環境保全地域、国立公園の特別保護地区、特別地域及び普通地域、森林生態系保護地域の保存地区及び保全利用地区並びに国指定鳥獣保護区、特別保護地区及び特別保護指定区域等として、以下のとおり保護を図っている。

また、候補地内には、ヒグマ、シマフクロウ、オオワシ、オジロワシ等の野生動物が生息しており、これらの野生動物の一部は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律及び文化財保護法に基づき保護されている。

漁業に関しては、国内法令や規則、漁業者の自主的な取組等により、水産資源の持続可能な利用が図られている。

ア. 原生自然環境保全地域

「原生自然環境保全地域」は、人の活動によって影響を受けることなく原生状態を保持し、一定のまとまりを有している土地の区域で、当該区域の自然環境を保全することが特に必要な地域について、環境大臣が「自然環境保全法」に基づき指定及び管理する地域である。

同法に基づき、昭和55年（1980年）2月に遠音別岳周辺が知床国立公園の区域から除外され、「遠音別岳原生自然環境保全地域」に指定された。この原生自然環境保全地域の全域が候補地に含まれている。



知床五湖と連山（写真：町田康良）

原生自然環境保全地域においては、学術研究等特別の事由による場合を除き、工作物の新改増築や木竹の伐採等に加え、動植物の採捕、落葉落枝の採取やたき火など当該地域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある行為が禁止されている。

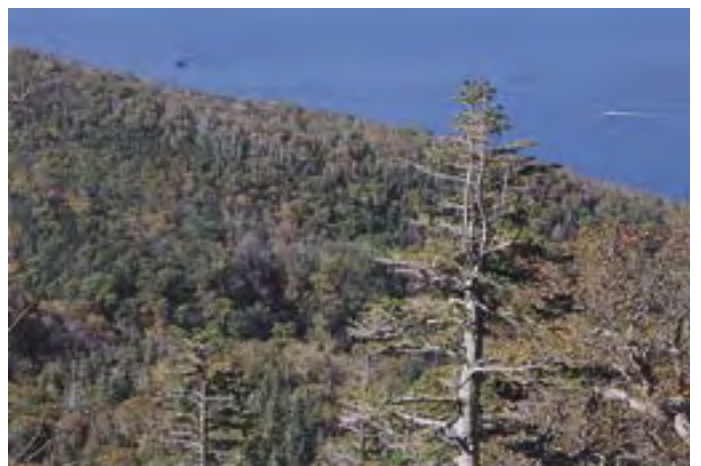
イ. 国立公園

「国立公園」は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資することを目的として、環境大臣が「自然公園法」に基づき指定及び管理する地域である。

同法に基づき、昭和39年（1964年）6月に「知床国立公園」に指定された地域のすべてが、候補地に含まれている。公園の保護及び利用上重要な地域であって工作物の新改増築、木竹の伐採等の行為は環境大臣の許可が必要とされている「特別地域」、及び公園の核的部分を厳正に保護する地域であって工作物の新改増築や木竹の伐採等に加え、動植物の採捕、落葉落枝の採取やたき火等の行為についても環境大臣の許可が必要とされ、より厳正に保護が行われている「特別保護地区」、並びに海面の埋め立て等の行為に環境大臣への届出が必要とされる「普通地域」がそれぞれ国立公園の保護規制計画に基づき指定され、この地域区分に応じて規制されている。また、自然環境を保全しつつ、その適正な利用を図るため、国立公園の利用施設計画に基づき、歩道やビジターセンター等の整備が行われている。

ウ. 森林生態系保護地域

「森林生態系保護地域」は、我が国の森林帯を代表する原生的な天然林が相当程度まとまって存在する地域を保存することによって、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資することを目的として、林野庁が「国有林野の管理経営に関する法律」に基づき、計画的に国有林野の管理経営を行う中で、地域毎の具体的な管理経営の計画策定に係る細部事項を定めた「国有林野管理経営規程」により策定された「国有林野施業実施計画」において設定し管理する地域である。



原生林（写真：町田康良）

本制度に基づき平成2年（1990年）4月に知床半島の中心部の地域は、「知床森林生態系保護地域」に設定され、さらに平成16年（2004年）4月には、知床横断道路西側の遠音別岳周辺地域まで拡大することとし、現在手続を行っているところである。最も原生的状況を呈する林分であり、森林生態系の厳正な維持を図る地区である「保存地区」は、学術研究や非常災害時の応急処置のための行為等を除き、原則として、人手を加えずに自然の推移に委ねることとしている。保存地区の森林に外部の環境変化の影響が直接及ばないよう緩衝の役割を果たす地区である「保全利用地区」については、木材生産を目的とする森林施業は行わず、自然条件等に応じて、森林の教育的利用、大規模な開発行為を伴わない森林レクリエーションの場としての活用を行うものとしている。

エ. 鳥獣保護区

「国指定鳥獣保護区」は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図ることにより生物の多様性の確保等に寄与することを通じて自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保等に資することを目的として、環境大臣が「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定する地域である。

同法に基づき平成13年（2001年）11月に指定された鳥獣保護区及び特別保護地区が候補地と重複している。鳥獣の捕獲及び卵の採取等が禁止されている「鳥獣保護区」、また、特に鳥獣の生息、繁殖の場として重要な場所は一定の開発行為が規制される「特別保護地区」が指定されているとともに、より一層の保護管理を図る区域として、特別保護地区の一部が「特別保護指定区域」に指定されている。「特別保護指定区域」では、動植物の採捕、落葉落枝の採取に加え、犬その他鳥獣に害を加えるおそれのある動物を入れること、鳥獣の営巣に影響を及ぼす可能性のある観察及び撮影等が規制されている。

オ. 国内希少野生動植物種

「国内希少野生動植物種」は、本邦に生息又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき、政令で定められるものである。

候補地に生息する動物のうち、シマフクロウ、オオワシ、オジロワシ等が国内希少野生動植物種に定められており、捕獲、殺傷、譲渡し等が禁止されている。

カ. 天然記念物

「天然記念物」は、動植物（生息地、繁殖地、渡来地及び自生地を含む）、地質鉱物（特異な自然現象の生じている地域を含む）で我が国にとって学術上価値のあるもののうち重要なものを保存することを目的とし、文部科学大臣が「文化財保護法」に基づき指定するものである。

候補地に生息する動物のうち、シマフクロウ、オオワシ、オジロワシ、クマガラなどの鳥類並びに昆虫類1種（カラフトルリシジミ）が天然記念物に指定されている。

天然記念物の現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可が必要である。

また、候補地内には「北海道文化財保護条例」に基づく「道指定天然記念物」として「羅臼の間歇泉」が指定されており、現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、北海道教育委員会の許可が必要である。

キ. 水産資源の保護

水産資源の保護措置については、「漁業法」及び「水産資源保護法」に基づく「北海道海面漁業調整規則」及び「北海道内水面漁業調整規則」により、ホッキガイやウニなどの体長等による採捕の制限又は禁止、水中に電流を通じて採捕する漁法など漁法の制限又は禁止、採捕の禁止区域や禁止期間の設定などが行われている。

知床の主要な水産資源であるサケ・マスについては、ふ化放流事業のための産卵親魚の確保を目的として、内水面での採捕のほか、イワウベツ川、オネベツ川、羅臼川、サシルイ川の河口付近の海面での採捕が禁止されている。

また、オネベツ川は、「水産資源保護法」に基づき保護水面に指定され、周年、すべての水産動物の採捕が禁止されている。

（3）管理体制

ア. 基本的な考え方

候補地は、上記の各種制度を所管する環境省、林野庁、文化庁及び北海道が、地元斜里町及び羅臼町、その他の関係行政機関、関係団体との密接な連携・協力のもとに一体となった管理を行うこととし、今後管理体制の一層の充実に努めていく。また、地元の関係団体等は、候補地の適正な保全・管理が円滑に図られるよう協力する。

関係行政機関、関係団体との効果的な連携・協力を図るため、候補地の管理に当たっては、上記関係行政機関及び関係団体間の連絡調整の場として「知床世界遺産候補地地域連絡会議」（以下「地域連絡会議」という。）を設置する。

この地域連絡会議における検討に際しては、地域住民や関係団体からの意見や提案を幅広く聴いていくものとする。

また、候補地の自然環境に関する調査研究・モニタリング・評価とその結果に基づく順応的な保全・管理を進めるため、専門家による委員会を設置して、科学的な立場からの助言を得ていくものとする。

さらに、候補地の適正な保全・管理、調査研究・モニタリングに密接な関わりを有する（財）知床財団や（財）自然公園財団、関連する公的施設（斜里町立知床博物館、知床自然センター、知床鳥獣保護区管理センター、羅臼ビジターセンター、知床森林センターなど）及び専門家との密接な連携・協力、情報交換を行う。

イ. 候補地の管理に係る関係行政機関の体制

（ア）環境省自然環境局東北海道地区自然保護事務所（ウトロ自然保護官事務所、羅臼自然保護官事務所）

ウトロ自然保護官事務所及び羅臼自然保護官事務所において、原生自然環境保全地域、国立公園、鳥獣保護区の管理を行って

いる。また、シマフクロウ保護増殖事業等の業務を実施している。

- (イ) 林野庁北海道森林管理局北見分局（知床森林センター、網走南部森林管理署（ウトロ森林事務所、峰浜森林事務所）、帯広分局（根釧東部森林管理署（羅臼森林事務所））

知床森林センター並びにウトロ森林事務所、峰浜森林事務所及び羅臼森林事務所において、知床森林生態系保護地域等の国有林の管理や整備・保全を行っている。また、シマフクロウ保護増殖事業等の業務を実施している。

- (ウ) 北海道（網走支庁、根室支庁）

網走・根室両支庁の環境生活課、水産課及び林務課において、環境関係では、国立公園に係る管理の協力、野生生物の保護管理等、水産関係では、水産業の振興や漁業の許可、漁業の操業調整などの漁業資源の管理、また、林務関係では、民有林の適正な整備及び保全を図るために、指導を行っている。

- (エ) 斜里町

環境保全課では、自然保護業務、野生生物保護管理、環境対策、100平方メートル運動等についての事務を行っている。また、（財）知床財団を設置して、野生生物の保護管理や100平方メートル運動などの現地業務等を行っている。

水産林務課では、水産振興や漁港管理及び民有林の管理・指導の事務を行っている。

斜里町立知床博物館では、野生生物の調査研究、教育普及活動、天然記念物及び傷病鳥獣の保護管理を行っている。

- (オ) 羅臼町

環境課では、自然保護及び野生生物保護管理などの環境保全業務を実施しており、それらに関する住民への情報提供や意識啓発の事務を行っている。また、羅臼ビジターセンターにおいて、公園利用者への情報提供や案内、適正な利用のための指導を行っている。

水産課では、水産振興や漁港管理上の事務を行っている。

したがって、陸域と海域の生態系を指標するような動植物種の生息・生育状況、植物群落や植生の状況、水質や流況など基盤となる環境の状況を把握しつつ、候補地を取り巻く陸域と海域の生態系の連続性、健全性をモニタリングし、自然環境に影響を及ぼすような変化の兆候が認められた場合には、科学的な調査を実施して原因の分析と環境回復に向けた対策を検討し、所要の措置を講じるなど、陸域と海域の生態系の保全と管理を統合的に行う。

また、そのために関係行政機関、関係団体、研究者等との連携・協力体制を構築し、十分な情報交換を行うとともに、調査研究・モニタリングを担う人材の育成や確保を図る。

ウ. 核心地域、緩衝地域

候補地のうち、自然環境が良好に保たれ、将来にわたり厳正な保護管理を図る必要のあるまとまりをもった地域を核心地域とし、その周辺に、核心地域の自然環境を保全するための緩衝帯を設け、緩衝地域とする。

核心地域では、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねることを基本とし、自然環境の保全上支障を及ぼすおそれのある行為は、学術研究等特別の事由がある場合を除き、各種保護制度に基づき厳正に規制する。既存の工作物を増改築する場合であっても自然環境に及ぼす影響を最小限にとどめるよう慎重に取り扱う。

陸域の緩衝地域では、必要に応じ一定の行為を規制し、現状の保全を図る。特に核心地域の自然環境に影響を及ぼす行為については、厳正に規制する。海域の緩衝地域は国立公園普通地域になっていることから、海面の埋め立て等の行為については、陸域及び海域の自然環境に影響を及ぼすことのないよう適正に対処する。

エ. 一次産業との両立

候補地（陸域）の約95%を占める国有林は、そのほとんどが知床森林生態系保護地域の指定地または見込地であり、木材生産を目的とする森林施業は行われていない。また、ごく一部に民有林が含まれているが、原生的な自然景観に配慮しながら計画的な間伐を行うなど森林管理のための施業が行われている。

流水がもたらすプランクトンにより知床周辺海域の生物資源は、他の海域に比べ非常に豊かである。本来、水産業は良好な海域環境の上に成り立つ産業であり、知床周辺の海の豊かさの恩恵を受けている水産業にあつては、知床に生息する野生動物との共存に配慮しながら、水産資源の持続可能な利用を図る。

オ. 自然の適正な利用

原生的な自然環境と豊富な野生生物によって形成される生態系の多様性を将来にわたり保全することを前提として、観光、自然探勝、釣り等の利用は、自然環境に支障を及ぼすことのないよう適正に行うこととし、必要に応じ一定の制限やルールを設けるものとする。これにより、原生的な自然環境の保全と、地域の主要な産業であり、人々に大きな感銘をもたらす観光との両立を図る。

5. 管理の方策

(1) 基本方針

ア. 原始性の保持

候補地は、半島に通ずる車道や地域内の歩道が限られ、到達ルートが限定されていることから、我が国の国立公園の中でもまとまりをもって原始性が保たれている地域であり、その管理に当たっては、この原始性を次の世代に継承できるよう細心の注意を払う。

イ. 陸域及び海域の統合的管理

候補地の世界自然遺産としての価値は、様々な海生生物が生息・生育する豊かな海洋生態系と、原始性の高い陸域生態系の相互関係並びに生物の多様性に特徴があり、また、このような特徴に依存して国際的な希少種であるシマフクロウ、オオワシ、オジロワシ等の重要な生息地になっている点にある。

(2) 陸域の生態系及び自然景観の保全

ア. 基本的な考え方

候補地が有する原始性、豊かな生態系や生物多様性、及び優れた自然景観を将来にわたって保全するため、生態系の自然状態における遷移と循環を維持・保全することを基本とする。

核心地域にあつては、原則として自然の推移に委ねる管理を基本とし、適正な管理を行う。また緩衝地域にあつては、極力、核心地域の生態系、自然景観へ悪影響が及ぶことのないよう人為的な影響の制御と自然環境の管理を行う。

イ. 野生動植物の保護管理

(ア) 植 物

候補地には、ミズナラ、イタヤカエデ、トドマツ、アカエゾマツなどの針広混交林やハイマツ低木林などの森林群落、主として山岳稜線部に広がる高山植物群落や山岳湖沼の周辺に広がる湿原植物群落、そして海浜の砂礫地とこれに続く断崖、急傾斜地の海岸植物群落、海岸断崖上部の風衝草原、高茎草本群落など多様な植物群落が発達している。これらの多様な植物群落を含む候補地は、遠音別岳原生自然環境保全地域、知床国立公園特別保護地区若しくは特別地域又は知床森林生態系保護地域に指定されており、各種保護制度に基づき、関係行政機関と専門家等との連携・協力体制を構築することにより、より一層適正かつ効果的な管理を行う。

植物群落の多様性並びに固有種、希少種の分布状況に留意しつつ、それらの保護上重要な地域における調査研究・モニタリングを行い、その結果を基に人為的な影響の軽減、適切な保全対策の実施を図る。特に山岳稜線部や知床岬等での人の踏みつけによる植生の損傷状況を引き続き把握し、立ち入りの制限、適正な誘導、植生の復元等を行う。また、シレトコスミレやチシマコハマギクなどの固有種や希少種の盗掘防止のため、関係行政機関と連携・協力し、パトロールの強化を図る。

エゾシカの採食圧による自然植生への影響については実態把握を行い、所要の対策を検討する。特にエゾシカによる採食や踏みつけによる影響が著しい知床岬地区の風衝草原、高茎草本



シレトコスミレ *Viola kitamiana* (写真：村田良介)

群落等については、異なる植生タイプ毎にエゾシカ侵入防止柵等を設置し、地域固有の遺伝子資源を保存するとともに、採食圧の排除に伴う植生の回復状況についてモニタリングを行い、それらの結果も踏まえて保護対策を早急に検討する。

緩衝地域に位置する「しれとこ100平方メートル運動地」については、幅広い市民参加のもとに、周辺の森林生態系との調和に配慮しつつ、森林の回復に関する事業を推進する。

(イ) 動 物

候補地は、遠音別岳原生自然環境保全地域、知床国立公園特別保護地区若しくは特別地域又は知床森林生態系保護地域に指定されており、これらの制度に基づき、ヒグマやシマフクロウなど行動圏の広い大型動物から、特定の環境に依存する両生・爬虫類や昆虫類などを含む多種多様な野生動物の生息地の保全を図る。また、原生自然環境保全地域及び国立公園特別保護地区では野生動物の捕獲や殺傷が禁止されている。さらに、候補地のほとんどが国指定知床鳥獣保護区に指定され、狩猟が禁止されているほか、野生鳥獣の捕獲には環境大臣の許可が必要である。こうした措置により、野生動物の適正な管理を行う。

国指定知床鳥獣保護区マスタープラン（平成15年(2003年)3月）に基づき、以下の方針により野生鳥獣の保護管理を推進する。また、これらの野生鳥獣の中には候補地の内外にわたって行動するものも多いことから、周辺地域も考慮に入れ、関係行政機関との連携・協力を図りつつ、保護管理のあり方を検討していく。

- 生態系の自然状態における遷移と循環を維持・保全することを基本として野生鳥獣の生息地の保護を図るとともに、人為の影響により著しく増加あるいは減少した野生鳥獣については、科学的にその生息状況を把握し、必要な対策を検討する。
- 野生鳥獣の生息状況、個体群の動向、生息環境、生態等に関する調査研究を進め、必要に応じて個別の野生鳥獣毎の保護管理計画を検討する。計画の運用にあたっては、現状に関するモニタリングを実施し、その結果をフィードバックして所要の見直しを行う。
- 人と野生鳥獣との共存を図るため、人の利用の適正な誘導、餌やり等の防止、ゴミの持ち帰り等の指導、野生鳥獣の生態等に関する普及啓発を推進する。
- ルシヤ、テッパンベツ川流域の鳥獣保護区特別保護指定区域においては、植物の採取・損傷、たき火、車馬の乗り入れ、撮影その他、野生鳥獣の生息に影響を及ぼす行為を規制する。
- 主な野生鳥獣毎の管理方針は、以下のとおりとする。

(a) エゾシカ

積雪期における航空機を用いた分布調査、死亡収容個体からの年齢査定調査、斜里町・羅臼町が主体となったスポットライトセンサスなどにより生息動向を把握するとともに、エゾシカの採食による植生への被害状況をモニタリングし、関係行政機関、関係団体、専門家等と協力して候補地周辺を含む知床におけるエゾシカの管理計画を作成する。



エゾシカ *Cervus nippon yesoensis* (写真：環境省)

(b) ヒグマ

候補地では世界有数の高い密度でヒグマの個体群が維持されていることから、発信機を用いた行動調査や生息環境の利用状況調査等の結果を踏まえ、個体群の動態を把握し、適正な保護管理を行う。特に利用者や地域住民とヒグマとのあつれきを回避するために、誘引物の除去、追い払い等の対応、利用者の行動制限を含む利用システムの構築、適切な施設整備及び利用者等への普及啓発、情報提供に努める。

(c) シマフクロウ

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく国内希少野生動植物種及び文化財保護法に基づく天然記念物に指定され、その捕獲や殺傷は禁止されている。また、前者の法律に基づく保護増殖事業計画が策定され、関係行政機関の連携・協力のもとに本種の保護増殖のための事業が実施されている。

知床に生息するシマフクロウは、人工給餌に依存する個体がほとんどなく、自然下で繁殖しており、本種の保護上極めて重要な生息地となっている。また、繁殖した個体が周辺地域に移動分散することによって、当地域は周辺地域への新規個体の「供給源」的役割を有していると考えられる。

このため、つがいの生息が確認されている河川の周辺においては、極力、自然環境を現状のまま維持するとともに、必要に応じ生息環境の改善を行う。また撮影等のためのシマフクロウへの接近が生息をかく乱しないよう、入り込み者への指導を行う。さらに、繁殖状況を把握するモニタリング調査、巣立ちビナの移動分散・生存状況を把握するための標識調査などを引き続き実施する。

(d) オオワシ・オジロワシ

オオワシ、オジロワシは、共に絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく国内希少野生動植物種及び文化財保護法に基づく天然記念物に指定され、その捕獲や殺傷は禁止されている。

知床の海岸斜面等には、ワシ類の利用できる森林が連続しており、越冬期のオオワシ、オジロワシが常時利用する道内

でも最も重要な環境となっている。またオジロワシが高い密度で営巣、繁殖する重要な繁殖地にもなっている。このため、これら海岸斜面の森林を保全するとともに、オジロワシの繁殖期には人がむやみに営巣地周辺に近づかないよう利用者への指導、普及啓発を図る。

さらに、オオワシ、オジロワシの鉛中毒を防止するため、北海道内でのエゾシカ猟における鉛弾の使用禁止を徹底する。オオワシ、オジロワシの保護対策を総合的に実施するため、渡りルートの解明や行動生態の把握に努めるとともに、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく保護増殖事業計画を策定する。

ウ. 自然景観の保全

山岳、湖沼、滝、海岸段丘崖に代表される知床の優れた自然景観を保全するため、原生自然環境保全地域、国立公園、森林生態系保護地域等の保護地域制度に基づき、工作物の新設増築、木竹の伐採、土石の採取などの行為に関する許認可等を適正に行う。

また、海岸部に漂着したゴミなどについては、関係行政機関の連携・協力のもと、地域住民や関係団体の協力も得て、その除去に努める。

エ. 河川環境の保全

候補地では、ほとんどの河川で河口から上流部までオショロコマが広く生息しており、本種の降海型の分布の南限であると同時に、重要な餌資源にもなっているという特徴を有している。また、サクラマスについては、近年減少が著しい。河川に生息する遡河性のサケ科魚種シロザケ、カラフトマス等は、ヒグマやシマフクロウ、オオワシ、オジロワシなど食物連鎖の頂点に位置する大型哺乳類、猛禽類の重要な餌資源にもなっている。河川環境は、こうした魚類をはじめ多様な生物を育み、水循環、物質循環を通じて、海洋生態系と陸域生態系を有機的に繋ぐ重要な役割を有していることから、河川環境の保全を図るとともに必要に応じ改善に努める。

このため、河川環境に影響を及ぼす各種工作物の設置や管理に際しては、河川に生息する生物に悪影響を及ぼさないよう、配置や工法上の検討を行うとともに、汚濁防止措置を講じるなど十分な配慮を行う。

候補地内の一部の河川では、シロザケ、カラフトマスの人工ふ化放流のため、親魚捕獲が行われている。こうした親魚捕獲その他の影響要因がない河川では、これらの魚種の自然遡上と自然産卵が確保されている。また、親魚を捕獲している河川についても、必要な親魚の捕獲終了後は、自然遡上、産卵を可能とする措置の充実について関係者と共に検討していく。

オ. 外来種への対応

外来種による生態系への影響を防止するため、関係行政機関の連携・協力を図りながら、外来種の定着実態の把握を進めるとともに、侵入経路を推定し、有効な予防対策を検討する。

候補地に侵入、定着している外来植物のうち、生育区域の拡大が

著しいアメリカオニアザミなど、生態系に与える影響が大きいと考えられる種については、優先度の高いものから、生態系からの除去に努める。また、靴等への種子付着が原因と考えられる外来植物が確認されていることから、候補地への外来種の侵入を防止するためのルールづくりを進める。

候補地に隣接する地域では、シマフクロウなどへ悪影響をもたらすアライグマの侵入が確認されている。足跡や糞等の痕跡が見つかるなどアライグマの生息が確認された地域では、捕獲に努める。なお、ペットとして飼養されているアライグマなど特定の外来動物については、北海道動物の愛護及び管理に関する条例により、飼養が届出制となっているが、外来動物については今後とも適正に管理し遺棄しないよう、飼い主の義務に関する普及啓発に努める。

北海道内水面漁業調整規則に基づき、ブラウントラウト、カワマスなど5魚種の移植は禁止されており、その普及啓発に努める。

(3) 海域の保全

ア. 基本的な考え方

知床周辺海域は、流水がもたらすプランクトンを基礎とした大きな生物生産力を持ち、これに依存する形で豊富な魚類や海棲哺乳類、鳥類が生息している。また産卵のために遡上するシロザケ、カラフトマスは、ヒグマや猛禽類、海棲哺乳類、海鳥などの餌資源としても重要な役割を有しており、陸域の生態系にも深く関わっている。

したがって、海域にあつては陸域の生態系とのつながりを十分踏まえた上で、住民の漁業生産活動に配慮しながら、海域に生息する野生動物の保護や水産資源の持続可能な利用を行っていく。

イ. 水産資源の管理

知床周辺海域における漁業は、海域の生物生産量の豊かさに支えられた形で、これまで持続的な漁獲量を維持してきており、引き続き、漁業に関する法令・規則の規定や漁業者の自主的な取組（漁の自粛区域・期間の設定、ゴミの持ち帰りの徹底等）により、適正な資源管理を行っていく。

特に、サケ・マスの定置網漁業や人工ふ化放流事業については、今後ともサケ・マスの安定的な漁獲と河川への自然遡上・産卵の両方の確保を図っていく。

ウ. 海棲哺乳類・海鳥の保護

鰭脚類のうちアザラシ科5種については、平成15年（2003年）4月から「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の対象となったところであり、生息状況の把握に努めるとともに、適正な管理を行っていく。なお、サケ・マス定置網については、資源利用の観点から設置期間が設定されており、それ以外の時期には撤去されることから、結果的に冬季に回遊するアザラシなどの鰭脚類の偶発的な捕獲が軽減されている。また、定置網の設置期間に海棲哺乳類が偶発的に網に入った場合には、可能な範囲で解放している。今後、偶発的な捕獲ができるだけ回避されるような方策について、関係者と検討を行う。

トドについては、例年、10月末から翌年5月にかけて、日本海

や知床など北海道沿岸に回遊し、その摂餌行動により、特に日本海沿岸海域で大きな漁業被害をもたらしているが、漁業法に基づく北海道連合海区漁業調整委員会指示による採捕の制限を平成6年（1994年）から実施するとともにトドに破れにくい強化網の小定置網への導入や強化刺し網の開発・普及により、北海道全域においてトドによる漁業への影響を最小限にするための対策が講じられており、両者の共存に向けた取組が行われている。なお、知床周辺海域におけるトドについては、効果的な被害防止対策の検討と併せ、トドの回遊状況、摂餌行動や食性等に関する調査並びに漁業との相互関係についての実態調査等を通じ、知床周辺海域のトドを含む海洋生態系の保全・管理を図っていく。

知床半島は、各種海鳥類の重要な生息地であり、コロニーやその周辺域の保全を図る。また、ケイマフリ、マダラウミスズメなどは、現在のところその生態や漁業、海域レクリエーション等との相互関係が十分把握されていないことから、今後も情報の収集に努め、住民の漁業生産活動に十分配慮しながら必要な対策を検討する。

エ. 海洋油汚染対策等

候補地及びその周辺海域において、万一、油汚染が発生した場合には、その初期の段階から迅速かつ効果的な措置を講じていくものとする。

関係機関においては、油汚染発生時における環境影響調査、野生生物の保護等の対策措置を講じる上で参考となる情報の収集、整理を進め、その共有化に努める。

なお、北海道では、平成12年（2000年）3月に「流出油事故災害対応マニュアル」を作成して、北海道周辺海域で大規模な流出油事故災害が発生した場合には、関係機関の協力・分担により、迅速かつ的確に流出油を回収・除去できる体制を整えるとともに、環境影響調査（水産資源の被害調査・対策、水質等の監視、海岸域の植生に関する影響調査、海鳥類への影響調査）、野生生物の保護取容等を行うこととしている。このマニュアルをもとに、関係機関相互の連携・協力体制の一層の確保に努める。

さらに、海域の生態系は、海水の流れによって物質や生物が運ばれることから、広域的につながり合っているという特質を持つ。そ



ゴマフアザラシ *Phoca largha* (写真：田澤道広)

のため、周辺地域の開発や土地利用に伴い河川や海域に土砂や汚濁物質などが流出すると候補地の生態系や水産資源に悪影響が及ぶおそれがある。こうした悪影響が生じることのないように、周辺地域の開発や土地利用に際して適切な環境配慮が織り込まれるように努める。

また、海域の生態系に重大な影響を及ぼすおそれのある災害の防止、災害発生時の適切な対応を含め、広域的な海洋環境保全について近隣諸国との協力体制を強化していく。

(4) 自然の適正な利用

ア. 基本的な考え方

観光、自然探勝、釣り等の利用については、世界自然遺産としての価値を将来にわたって損なうことのないように、候補地における利用形態毎の特性に応じて適正に行われるようにする。そのため、知床の原生的な自然にふさわしい利用ルール（「知床ルール」）づくりを進め、必要に応じて一定の制限を設ける。また、過度な利用の集中に伴う問題が生じないように、候補地の周辺地域も含めた様々な自然や文化に関わる資源の活用、利用情報や利用プログラムの提供などを通じて、利用の分散、利用者の適正な誘導を図る。

こうした取組を通じて原生的な自然環境の保全と人々に感銘を与える質の高い利用との両立を図っていく。また、自然を大切にしながら地域の発展を図るエコツーリズムのあり方について検討を深める。

利用者に対しては、事故防止のための注意喚起等を行うことに加え、自らの身は自らが守るという自己責任意識の普及啓発に努める。

関係行政機関が連携・協力し、利用状況や利用に伴う自然環境への影響について継続的なモニタリングを行い、その結果に応じて影響防止のための適切な対策を講じる。

イ. 主要利用形態毎の対応方針

(ア) 観光周遊

候補地の利用形態として最も一般的な形態は、自動車や観光船による観光周遊である。候補地内で自動車による観光周遊に供されている地区にはカムイワッカ、知床五湖、知床峠、羅臼温泉等があるが、車道が比較的少ないことから周遊地は限定されている。周遊しながら、それぞれの利用拠点で風景の鑑賞や徒歩による自然の探勝、観察などが行われている。

候補地の原生的な自然環境の保全の重要性にかんがみ、自動車利用の増大による支障を招くような新たな車道の設置は、原則として行わない。現在、自動車による周遊に供されている主要な展望地や利用拠点については、利用者が快適に利用でき、候補地の自然景観等を鑑賞できるよう、過剰利用の抑制や自然環境への影響防止に十分配慮しつつ、適切な整備を図る。

一方、自動車利用の増大から自然環境への悪影響が懸念され、または利用環境が悪化している状況が見られる場合には、代替交通機関によるマイカー規制、低公害車の導入などの様々な影響緩和措置について、地元関係者の意見を聴きつつ効果的な対策を検討し、自動車利用の適正化と環境に配慮した交通システ

ムの構築を推進する。また自然環境の保全と質の高い利用を推進するため、ひとつの手段としてシャトルバスの積極的な導入の可能性や効果についても検討を行う。なお、知床五湖等利用者が集中する拠点や到達道路が限られているカムイワッカ地区において、自然環境保全等のため現在行われている夏期の自動車利用適正化対策については、その効果を検証するとともに、地元関係者の意見を幅広く聴きながら一層の充実を図る。

知床五湖地区は、候補地の中でも特に利用が集中する地域であることから、過剰な利用に伴う問題、あるいは高密度に生息するヒグマとのあつれきを生じさせないように、効果的な利用の制限、誘導や普及啓発、施設整備のあり方、ヒグマの保護管理のあり方を検討し、必要な対策を実施することにより、適正な利用を確保する。

また、斜里側と羅臼側を結ぶ車道である知床横断道路については、ハイマツを含む高山帯を通過していることから、道路利用に伴う自然環境への影響を最小限に留めるため、知床峠を除き通過利用を原則とし、道路上での駐車規制を引き続き実施するとともに、道路の適切な維持管理を行う。あわせて、近年利用者が増加傾向にある羅臼湖の適正な利用のあり方について検討する。

自動車や観光船の利用者が野生動物に餌を与えたり、ゴミを捨てたりする行為が、野生動物の生態に悪影響を及ぼすおそれもある。こうした利用に伴う野生動物への悪影響を防ぐためのルールづくりを行い、注意喚起、普及啓発を徹底する。

(イ) 登山・トレッキング

候補地内の山岳部を中心として、登山やトレッキングの利用が行われている。

これらの利用は、脆弱な高山帯の植生や貴重な野生動物の生息地・繁殖地などを含む原生的な自然環境を有する地域を対象として行われることから、こうした自然環境に対して悪影響が生じないようにする必要がある。また、ヒグマが高密度に生息する地域であることから、ヒグマと遭遇する場合もあり、可能な限りヒグマとのあつれきを回避することも必要である。

このため、自然環境保全上の配慮事項やヒグマ遭遇時の対応法、ゴミ・食料の管理方法などについて、指導・普及啓発を行う。加えて、利用に伴う自然環境への悪影響やヒグマの行動形態等を把握しつつ、必要に応じて、利用の制限（歩道の一時閉鎖、利用区域・期間の限定等）などの適切な措置をとる。また、植生の保護や登山者等の危険防止に配慮した歩道等の適切な整備と維持管理を行う。

登山・トレッキングに伴うキャンプについては、野営指定地であっても、無秩序なテントの設営等により植物を損傷したり、植生破壊を招くことがないよう利用者への指導を徹底する。また、ヒグマ対策用のフードロッカーが設置されている野営指定地では、キャンプの際は安全対策としてフードロッカーを利用するよう指導する。それ以外の地域におけるキャンプについてはフードコンテナを持参するよう普及啓発を行う。さらに、生態系や景観へ悪影響を及ぼさないよう、し尿処理に関するルー

ルやマナーの普及啓発など必要な対策を検討する。

(ウ) 海域のレクリエーション利用

動力船を利用して観光目的で知床岬等の陸域に上陸することは、自然環境に悪影響を及ぼすことが懸念されることから、「知床岬地区の利用規制指導に関する申し合わせ」等により、関係行政機関などが連携・協力し、観光目的での上陸の抑制を徹底・強化する。

また、候補地の海岸部及び海域は、ケイマフリやオオセグロカモメ、ウミウ等の海鳥や海棲哺乳類の生息地・繁殖地となっているため、観光・レジャー目的の船舶や水上バイクの航行、無秩序な餌やりや観察などがこれら海鳥や海棲哺乳類の生息に悪影響を与えることも懸念される。このため、海域のレクリエーション利用が海鳥や海棲哺乳類に悪影響を与えないようルールづくりを行うとともに、普及啓発を行う。

候補地においては、シーカヤックで半島を周回したり、興味地点まで往復するなどの利用も見られる。シーカヤックでの利用では、キャンプや風待ちなどのために陸域への上陸が必要となる場合がある。このため、海岸部の植生や野生動物に悪影響を及ぼさないよう、一定のルールのもとに適正に行われるようにする。

シロザケやカラフトマスが来遊する時期には、遊漁船などを利用した釣りや河口付近での釣りが行われている。サケ・マス等の釣りについては、現状を踏まえた上で遊漁関係者等と連携・協力し、釣りを目的とした上陸場所の特定、関係法令・規則の遵守、ゴミの持ち帰りや釣り上げた魚の適切な処置等に関する指導を強化するなどして、自然環境への悪影響を防止する。

なお、これらの観光・レジャー目的の船舶や水上バイク、シーカヤックの利用、釣りなど海域のレクリエーション利用に関するルールを検討する際には、対象海域の漁業生産活動への支障を防止するという点にも十分配慮する。

(エ) その他の利用

候補地ではエゾシカやヒグマ等の野生動物の姿を見ることが日常的であるが、これら野生動物の写真撮影や観察については、野生動物を脅かしたり、繁殖活動に悪影響を与えることがあってはならない。また、高山帯や湿地等の脆弱な植生を有する地域においては写真撮影などを目的とした歩道外への踏み出しによる植生衰退を防止する必要がある。このため、利用者への指導や普及啓発活動によりこれらの行為の抑制に努める。ルシャ・テッパンベツ川流域では、特にヒグマが多く生息し、その生態を撮影しようとするカメラマン等の入り込みも見られることから、鳥獣保護区特別保護指定区域の規制をはじめ、必要な措置を講じて、写真撮影等による悪影響が生じないように適正に指導、管理を行う。

冬期における雪上でのレクリエーション利用は、オジロワシなど希少鳥類の繁殖活動等に悪影響を及ぼすおそれもあることから、自然環境への影響防止に十分配慮するよう、事前の指導や普及啓発を行う。また雪崩等の危険区域の周知徹底に努める。遠音別岳原生自然環境保全地域及び知床国立公園へのスノーモ

ービルの乗り入れや航空機の着陸は規制されていることから、違法な乗り入れ等が行われないよう巡視・取締りを行う。また、航空機の低空飛行は、快適な利用や野生動物へ悪影響を及ぼすおそれがあることから、必要に応じ関係者へ行わないよう要請する。

さらに、流水上でのレクリエーション利用についても、海鳥などの野生動物や景観への影響に十分留意するとともに、必要に応じルールづくりを行う。

ウ. 自然解説者の育成

候補地における最も一般的な利用は、自動車や観光船による観光周遊であるが、知床の持つ価値を保護し、次の世代へ引き継ぐためには、知床の自然環境及びその保護の重要性についてより一層理解を深められるよう、自然の中を歩くことや野生生物の観察といった体験型の利用の導入・普及を進めることも大切である。

このような利用を推進していくため、関係行政機関、関係団体等が協力して、また、地域に暮らし、産業を営む人たちの知恵やきめ細かな情報を活かしながら、野外での自然解説や展示施設でのレクチャー等を行う人材の育成及び利用プログラムの構築と実践を図っていく。こうした自然解説を行う際に、利用に伴う自然環境への悪影響が生じることをないように配慮するための指針についてもあわせて検討する。

エ. 主要施設の運営方針

候補地の保全・管理や適正な利用に関する主要施設について、以下の方針に基づき運営するとともに、施設間の連携を図り、情報の交換、共有化を促進する。

(ア) 知床自然センター

知床の原生的な自然環境の保全及びその再生と賢明かつ持続的な利用の推進を目的として、自然保護思想の普及啓発や利用案内、自然観察、ボランティアの指導育成、安全指導その他の情報発信の拠点施設として位置付け、運営を行っていく。

(イ) 知床鳥獣保護区管理センター

野生動植物の生息・生育状況、生態及び鳥獣保護区や野生動物の保護管理に係る調査研究を推進する。

(ウ) 羅臼ビジターセンター

羅臼温泉地区における情報発信の中心的な施設として、関係行政機関・関係団体、ボランティア等と連携・協力し、施設の管理運営及び国立公園の適正な利用を推進する。自然環境等の調査、資料の収集・保管・提供を行い、自然保護教育活動や調査研究の拠点としての機能と施設の整備拡充を図る。また、当該施設を拠点とした自然解説ボランティア活動の拡充を図るとともに、パークボランティアの指導育成を推進する。

正確でリアルタイムな現地情報の収集に努め、利用者に対する情報提供の強化を図る。

(エ) 知床森林センター

知床の生態系や貴重な森林の保護の必要性の普及啓発、自然観察教育林の巡視、施設、標識類の管理・整備、森林や動植物

に関する調査などにより、森林の有する多面的機能の普及啓発を行う。

(オ) 斜里町立知床博物館

野生生物の調査研究、教育普及活動、天然記念物及び傷病鳥獣の保護管理を行うとともに、資料収集及び収集資料の保管・提供を行う。

オ. 情報提供・普及啓発

候補地の適正な利用を導くための標識、案内板を所要の箇所に整備する。

主要利用施設において利用者への自然情報等の提供、ルールやマナー等の普及啓発に関する展示、レクチャー等を行う。

候補地のうち特に自然環境への十分な配慮が必要な地域へ立ち入る利用者に対しては、事前にヒグマ等野生動物への対処、危険の回避、マナーの徹底等に関する指導を行う。

このほか、ホームページ等を活用して、候補地の自然や利用に関する情報、保全・管理の取組などについて、広く国内外に情報を発信、提供する。

また、候補地を訪れる利用者は、すべてウトロまたは羅臼を通って入ることになり、両地区は候補地の入り口であると同時に、宿泊利用拠点、交通や利用アクセスの結節点としての役割も担っている。このため、両地区において、候補地の入り口にふさわしい環境づくりを進めるとともに、地域の観光事業者や市民活動を担う団体等との連携・協働の下に、自然や歴史、文化、利用などに関するきめ細かな情報の提供、保全意識の醸成、利用ルールやマナーの普及啓発などの機能を拡充していく。

このような取組を効果的に進めていくため、候補地内外の各種利用施設、情報提供施設間の機能分担、連携について検討しながら、情報提供・普及啓発の拠点機能を有する施設の一層の充実を図る。

(5) 保全・管理事業の実施

候補地を将来にわたって適切に保全していくため、以下により保全・管理の充実を図る。

ア. 関係行政機関等による巡視

環境省自然保護官、林野庁森林管理署森林官、国指定知床鳥獣保護区管理員、北海道の自然保護監視員のほか（財）知床財団、（財）自然公園財団職員が適宜、候補地の巡視を行っている。利用状況や自然環境の状況を的確に把握し、利用者の指導や違反行為の取締りを行うために、巡視体制の一層の充実に努める。

また、夏期の利用繁忙期に実施している関係行政機関による知床岬の合同巡視を引き続き実施する。

イ. 保全・管理事業の実施

上記の巡視や調査研究・モニタリングの結果から、自然環境の保全上必要と判断される場合には、標識、ロープ、柵の設置等による立入防止対策、荒廃または裸地化した植生の復元、外来種の除去などの事業を行う。また、対象地域の美化清掃活動や利用施設のきめ

細かな維持管理、林野火災予防のための巡視、普及啓発や消火資機材の配備等を引き続き実施する。なお、候補地及びその周辺において、林野火災等の自然災害が発生した場合には、関係行政機関による連携を図るなど、適切な措置を講じる。

(6) 調査研究・モニタリング

ア. 基本的な考え方

陸域と海域との生態系のつながりや健全性などについて、科学的な調査研究や長期にわたるモニタリング等を実施し、適正な管理に必要な基礎的データの収集、GIS（地理情報システム）を用いたデータベースの構築に努める。

そのため、関係行政機関、関係団体、研究者等との連携・協力体制を整備する。あわせて、調査研究やモニタリングで得られた情報の共有化、有効活用のための仕組みを設ける。

自然環境に関するデータを継続して収集するため、全国に約1,000箇所設けられるモニタリングサイトの一部を知床に設定するなど、陸域及び海域にわたる長期的な生態系に関するモニタリング調査を実施する。

イ. 野生動植物

(ア) 植 物

これまで、自然環境保全基礎調査や局地的な植生調査により、植生の把握が行われてきた。引き続き衛星画像や航空写真の解析などにより、マクロ的な植生の変化を把握する。

植生のタイプに応じて調査区を設定し植生調査を実施することや定点からの継続的な写真撮影などを通じて、重要箇所の植生変化を把握する。また、固有種、希少種など重要な植物種の生育状況に関する調査研究・モニタリングを行う。

登山道周辺など人の入り込みが考えられる地域においては、巡視等の機会を活用し、人の利用に伴う植生への影響をモニタリングする。

知床岬の風衝草原植生、高茎草本群落や幌別地区等の森林植生などを対象として、エゾシカによる採食、踏み荒らしを避けるため設置した防護柵により囲われた区域では、対照区と比較しつつ植生の回復状況を継続的にモニタリングする。

酸性雨による影響を把握するため、植生及び土壌の観点からの継続的なモニタリングを行う。

(イ) 動 物

候補地に生息する両生・爬虫類や昆虫類等を含む多様な動物の生息状況に関する調査研究・モニタリングについては、長期的な生態系に関するモニタリング調査の一環として実施する。

なお、生態系を指標するような以下の野生鳥獣に関する調査研究・モニタリングについては、次のように取り扱う。

(a) エゾシカ

これまで積雪期における航空機を用いた分布調査、死亡収容個体からの年齢査定調査、夜間のスポットライトセンサスなどを実施し、生息動向の把握に努めている。

このような調査を引き続き実施することに加えて、生息密

度と森林生態系への影響との関係を明らかにする調査を実施し、エゾシカの採食による樹木や植生への影響に関するモニタリングを行い、効果的な対策を検討するとともに、管理計画の作成や見直し等に反映させる。

(b) ヒグマ

知床半島における現状の生息密度を維持していくため、ヒグマの環境利用、分布、行動形態などに関する基礎的な調査研究を引き続き行う。

また、人とヒグマとの間に発生する各種あつれきに関する情報の蓄積と分析を継続的にを行い、事故防止への対策に役立てる。特に、利用者や地域住民との遭遇が懸念される地域にあっては、生息個体への発信機装着や巡視などにより行動形態の詳細を把握し、事故等の発生を未然に防止する。

(c) シマフクロウ

北海道において最も高密度に生息し、周辺地域への「供給源」的役割を果たしている知床半島の個体群を維持していくため、保護増殖事業の一環として、生息分布調査、繁殖期の生息状況調査、巣立ちビナへの標識装着などを引き続き行う。

(d) オオワシ・オジロワシ

昭和55年（1980年）以降、知床を含む北海道東部一円においてオオワシ、オジロワシの冬期カウント調査が行われており、引き続き越冬状況の経年的な調査を実施する。

また、オジロワシの繁殖状況調査、オオワシへの発信機装着による渡りルート調査等を通じ、生息状況の把握に努める。

(e) 海棲哺乳類、海鳥類

トド、アザラシ、イルカ・クジラ類などの海棲哺乳類及び海鳥類の分布や回遊等の生息状況、摂餌や食性等の生態については、十分な情報の蓄積がなされていないことから、関係行政機関、漁業関係者、研究者、保全・調査活動を担う団体等が連携・協力して、目撃情報も含めたデータの収集、整理、蓄積を行うなど、調査の充実を図り、海洋生態系の実態把握に努める。またその際には、偶発的な捕獲個体の情報も有効に活用されるよう配慮する。さらに生息状況等に関する広域的な情報の収集について、近隣諸国の協力を得ていく。

ウ. 自然景観

幾つかの定点を特定し、経年的な景観撮影を行うことにより、自然景観の変化をモニタリングする。

エ. 外来種

アメリカオニアザミをはじめとする外来植物の分布の拡大は、在来植物へ深刻な悪影響をもたらす。したがって外来植物の分布状況を把握した上で、生態系からの除去を含む効果的な対策が講じられるよう必要な調査を行う。

アライグマについては一旦定着すると生態系への悪影響が危惧されることから、各種調査や巡視等の機会を通じ、侵入の早期発見に努める。

またその他の外来種についても、生態系のモニタリングなどを通

じ、早期発見に努める。

オ. 海洋生態系等

海洋生物研究者や地元関係者等と連携・協力し、漁業生産、海洋生物、気候、流水等に関するデータを収集、蓄積する。また調査研究成果に関する情報交換を行うなどして、知床半島周辺海域における海洋生態系の状況をモニタリングする。

カ. 利用状況

自然環境への過剰な負荷がかからないよう、主な施設、地域における利用、入り込みの状況と利用に伴う自然環境への影響を把握する。

6. 計画の実施その他の事項

（１）計画の実施等

候補地の適正な保全・管理が遂行されるよう、管理計画記載の各事項を円滑に実施するため、今後、関係行政機関、関係団体それぞれの役割についてさらに検討を深めるとともに、関係行政機関、関係団体は緊密な連携・協力の下、最大限努力する。

候補地の自然環境の状況を把握し、科学的なデータを基礎として適正な対応を図っていくため、専門家による委員会を設置して科学的な立場からの助言を得るものとし、地域連絡会議との密接な連携・協力体制を確立する。

また、管理計画では記載できなかった候補地の自然環境の管理に関する細部にわたる取扱いや個別の課題についての対応等については、地域住民や関係団体、専門家からの意見や提案を幅広く聴くとともに、地域連絡会議において合意形成を図りながら、モニタリング結果等を踏まえ検討を行い、候補地の適正な管理を推進する。こうした検討の過程や結果、基礎となるデータなどについても、情報の公開、共有化を図る。なお、候補地の管理について検討する際には、自然環境保全の観点からの要請と地域の暮らしや産業との両立が図られるように調整していくものとする。

加えて、候補地の保全・管理や適正な利用を進めていく上で、地域の市民活動を担う団体との協働関係を築くとともに、こうした関係を軸として、地域住民の積極的な参加・協力を得ることにより、地域ぐるみの活動を展開していく。

なお、管理計画は、自然環境のモニタリング結果や社会環境の変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを行う。その際、地域住民や関係団体、専門家の意見を聴き、地域連絡会議において検討することにより、適切に見直しを行うものとする。

（２）地元自治体の取組

候補地に関係する斜里町及び羅臼町の人口はそれぞれ、約1万3千人及び約7千人となっており、候補地の隣接地域に暮らしている人たちも多い。候補地の保全・管理を充実させていくためには、候補地の周辺地域も含めて、環境保全に配慮した生活スタイル・生産

活動を普及・浸透させていくことが大切である。両町では、これまで、地域固有の資産である知床の原生的な自然環境の保全に加えて、河川や海域の汚染防止、ゴミの減量化、省資源・リサイクル、美化清掃、低公害車の導入、地域の子供たちを対象とした環境学習や自然体験活動の推進など、身近な生活環境を保全し、自然と共生する地域を形成していくための様々な取組を行ってきた。今後、地域の環境意識をより一層高めつつ、こうした豊かな地域づくりを積極的に推進していく。

7. おわりに

知床は、アイヌの人々が畏敬の念を込めて「シリエトク（大地の果てるところ）」と呼んだように、険しい地形や厳しい気象条件の下に、日本では数少ない原始的な自然環境が残されている地域である。そこにはアイヌの人々が「カムイ（神）」と称したヒグマやシマフクロウが極めて高密度に生息している。そしてそれらの動物などを頂点として、実に多様な生物が海から川、山にわたり有機的に関連しあって、豊かな生態系が成立している。

半島地域に暮らす人たちは、こうした自然を損なうことなく、むしろ、順応する形で自然がもたらす様々な恵みを持続的に利用しながら、地域特有の生活や産業を営み、文化を育んできた。知床の自然環境の保全・管理や持続可能な利用を考える上で、アイヌの人々の文化をはじめ、これまでこの地域に暮らしてきた人々によって伝統的に培われてきた知恵と技術に学んでいくことも欠かせない。

昭和49年（1974年）には、国立公園指定10周年を契機とし、斜里町及び羅臼町が町民と共に知床憲章を制定した。その中で、知床の原始的自然を人類共有の財産と位置づけ、厳正な保護と秩序ある利用の下に、永く子孫に伝えていくことを宣言した。また、開拓跡地を乱開発から守るために買い上げ、さらに原始の森へと再生す

る息の長い活動も開始され、地域主導の下、国民の幅広い協力を得て展開されている。知床の貴重な自然が今日まで保たれてきた背景には、こうした地域の人たちの自然に対する高い意識とこれまでの地道な取組があることを忘れてはならない。

管理を担う関係行政機関の連携・協力はもちろんのこと、地域住民や関係団体などの積極的な参加・協力を得て、世界遺産候補地の自然と、そしてその自然と共生する地域の双方がより輝きを増していくように、様々な取組を進めるものとする。



海氷と夕焼け
(写真：倉沢栄一)

知床世界自然遺産候補地地域連絡会議 設置要綱

(目 的)

第1条 知床の世界自然遺産登録に向けて、その候補地の適正な管理のあり方を検討するため、「知床世界自然遺産候補地地域連絡会議（以下「地域連絡会議」という。）」を設置し、関係機関の連絡・調整を図る。

(検討事項)

第2条 地域連絡会議は、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- (1) 知床世界自然遺産候補地（以下「候補地」という。）の管理計画に関する事項
- (2) 候補地の適正な保全・管理を推進するための連絡・調整に関する事項
- (3) その他、第1条の目的を達成するために必要と認められる事項

(構 成)

第3条 地域連絡会議は、別紙に掲げる構成機関及びオブザーバーをもって構成する。

(運 営)

第4条 地域連絡会議は、事務局長が召集し、会議の議事進行を務める。

- 2 地域連絡会議には、必要に応じ、構成機関以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事 務 局)

第5条 地域連絡会議の事務局は、環境省自然環境局東北北海道地区自然保護事務所、北海道森林管理局及び北海道によって構成し、対外的な連絡窓口は環境省自然環境局東北北海道地区自然保護事務所が務める。

- 2 事務局長は、環境省東北北海道地区自然保護事務所長が務める。

(そ の 他)

第6条 地域連絡会議は、候補地の適正な管理に資するため、知床世界自然遺産候補地科学委員会及び知床国立公園利用適正化検討会議等と連携・協力を図る。

- 2 この要綱に定めるもののほか、地域連絡会議の運営に関して必要な事項は別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成15年10月27日から施行する。

平成16年7月7日 一部改正

(別 紙)

知床世界遺産候補地地域連絡会議 構成機関・団体一覧

1. 構成機関（候補地の保全・管理にかかる法律、条例、規則等を所管する関係行政機関）

(1) 関係省庁

- 環境省自然環境局東北北海道地区自然保護事務所
- 林野庁北海道森林管理局

(2) 地方公共団体

- 北海道環境生活部
網走支庁及び根室支庁
- 斜里町
- 羅臼町

2. オブザーバー（候補地の保全・管理の推進に関わる地元関係団体）

- 知床の世界自然遺産登録をめざす斜里町民会議
- 羅臼町知床世界遺産登録推進協議会
- 斜里第一漁業協同組合
- ウトロ漁業協同組合
- 羅臼漁業協同組合
- ウトロ地域自然保護と利用に関する協議会
- 知床ガイド協議会

(参 考)

管理計画の策定経緯

- | | |
|-------------|---------------------------------------|
| 平成15年10月27日 | 第1回知床世界遺産候補地地域連絡会議
管理計画（素案）の検討 |
| 平成15年11月5日 | 第2回知床世界遺産候補地地域連絡会議
管理計画（案）の検討 |
| 平成15年11月7日 | 管理計画（案）に関する一般からの意見募集開始 |
| 平成15年11月12日 | 地元説明会（斜里町） |
| 平成15年11月13日 | 地元説明会（羅臼町） |
| 平成15年11月27日 | 意見募集〆切 |
| 平成15年12月5日 | 第3回知床世界遺産候補地地域連絡会議
管理計画（案）の修正 |
| 平成15年12月15日 | 第4回知床世界遺産候補地地域連絡会議
管理計画（案）のとりまとめ |
| 平成16年1月 | 知床に係る保護制度を所管する環境省、林野庁、文化庁及び北海道により正式決定 |

世界遺産条約の概要について

1. 条約の概要

- ・正式名称：世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約
- ・目的：顕著で普遍的な価値を有する遺跡や自然地域などを人類全体のための世界の遺産として保護、保存し、国際的な協力及び援助の体制を確立する。
- ・採択：1972年（我が国は1992年に締結）
- ・締約国数：178ヶ国 ※1
- ・事務局：UNESCO 世界遺産センター（パリ）

2. 世界遺産のカテゴリーと登録件数 ※1

カテゴリー	対 象	登録件数
文化遺産	世界的な見地から見て歴史上、美術上、科学上顕著で普遍的価値を有する記念工作物、建造物群、遺跡を対象	611
自然遺産	世界的な見地から見て観賞上、科学上又は保全上顕著な普遍的価値を有する特徴ある自然の地域、脅威にさらされている動植物種の生息地、自然の風景地等を対象	154
複合遺産	文化遺産と自然遺産との両面の価値を有するものを対象	23
	(合 計)	788

3. 世界自然遺産の登録基準

以下のクライテリア（評価基準）の1つ以上に合致する世界的に見て類まれな価値を有し、法的措置等により、評価される価値の保護・保全が十分担保されていること、管理計画を有すること等の条件を満たすことが必要。

【世界自然遺産のクライテリア】

「地形・地質」

過去の生命の歴史や地球の歴史の証拠となるような、重要な地形・地質等がよくあらわれている地域

「生態系」

現在も進行中の生物の進化や生物群集の見本となるような、極めて特徴のある生態系を有する地域

「自然景観」

ひときわすぐれた自然美をもった自然現象や景観を有する地域

「生物多様性」

絶滅危惧種の生息地や、生物多様性の保全上最も重要な生物が生息・生育する地域

4. 我が国の世界遺産 ※1、*2

【自然遺産（計2地域）】

- ・屋久島（平成5年12月）
- ・白神山地（平成5年12月）

【文化遺産（計10地域）】

- ・姫路城（平成5年12月）
- ・法隆寺地域の仏教建造物（平成5年12月）
- ・古都京都の文化財（平成6年12月）
- ・白川郷・五箇山の合掌造り集落（平成7年12月）
- ・原爆ドーム（平成8年12月）
- ・厳島神社（平成8年12月）
- ・古都奈良の文化財（平成10年12月）
- ・日光の社寺（平成11年12月）
- ・琉球王国のグスク及び関連遺産群（平成12年12月）
- ・紀伊山地の霊場と参詣道（平成16年7月）

*1 平成16年7月現在。

*2 このほか、「知床」（自然遺産）を現在推薦中であり、平成17年7月の世界遺産委員会において登録の可否が決定される予定。

お問い合わせ先

〈環境省 自然環境局東北海道地区自然保護事務所〉

住所 〒085-8639 北海道釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎 4 階

TEL：0154-32-7500

FAX：0154-32-7575

〈林野庁 北海道森林管理局〉

住所 〒064-8537 北海道札幌市中央区宮の森 3 条 7 丁目70

TEL：011-622-5231

FAX：011-622-5235

〈文化庁〉

住所 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL：03-5253-4111

FAX：03-3591-0293

〈北海道 環境生活部環境室自然環境課〉

住所 〒060-8588 北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

TEL：011-231-4111（内線24-364）

FAX：011-232-6790

A map of Japan with its islands outlined in a reddish-brown color. Three specific locations are marked with black dots and labeled: 'Shirakami-sanchi' on the main island of Honshu, 'Yakushima' on the island of Kyushu, and 'Shiratoriki' on the island of Hokkaido. A horizontal line passes through the middle of the map, and a diagonal line extends from the bottom left towards the top right, intersecting the horizontal line. The text 'WORLD NATURAL HERITAGE IN JAPAN' is written in a bold, sans-serif font across the horizontal line.

WORLD NATURAL HERITAGE IN JAPAN

Shirakami-sanchi

Yakushima

Shiratoriki